

# 農業者年金が便利になっています

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

## ポイント 1

今年1月から...  
若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられています

## ポイント 2

今年4月から...  
農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がっています  
(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)  
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

## ポイント 3

今年5月から...  
農業者年金の加入可能年齢が引き上げられています

## ポイント 1

### 35歳未満の方は、月額1万円から加入できます

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円からでも通常加入できるようになっています。(上限6万7千円)

※保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられています。

#### 【保険料引下げ(保険料1万円以上)の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者      ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

## ポイント 2

### 年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます (昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

#### 【年金の受給要件】

農業者老齢年金：65歳以上であること。

特例付加年金：60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること。農業を営む者ではないこと(経営継承を完了していること)。65歳以上であること。

## ポイント 3

### 加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げられました

60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できます。

#### 【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方

※ 加入手続き、お尋ねしたい場合は、最寄りのJA、農業委員会まで問い合わせください

## ～農業者年金説明会・相談会のお知らせ～

制度の概要、農業者年金の受給・手続きについて、説明会・相談会を開催します。

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、事前予約制で実施します。

- 日 時：令和4年12月1日(木) 午後1時30分～
- 場 所：役場2階2-AB会議室
- 申込方法：事前に農業委員会へ電話で申し込みください。
- 申込期限：令和4年11月16日(水)
- 問い合わせ・申込先：☎幕54-6625 ☎忠8-2111